

養命酒 Vs 養命茶・養命青汁

【平成27年(行ケ)第10073号及び第10074号
審決取消請求事件】[本件商標] 養命茶 … 第10073号
養命青汁 … 第10074号

[引用商標1]

養命酒

【背景】

原告所有の2件の本件商標は、それぞれ商標登録を受けた(養命茶…登録第5643664号/養命青汁…登録第5649775号)が、その後、商標第4条第1項第15号を理由に無効審判を請求され、「無効審決」を受けたため、これに対して、審決取り消し訴訟を提起した。

引用商標「養命酒」が本件両商標の出願時及び査定時に著名であり、平成24年8月に被告が実施した調査によっても一般需要者の認知率が95.5%という著名性が高い商標であることに対して双方異論はなかった。

しかしながら、登録審査時には、著名性があるのは「養命酒」という一連の商標であり、引用商標権者・本件権利者とは異なる第三者との間でも「養命」の語を含む商標が同一類似商品群でも登録されていること等から、審査では「養命酒」のうち、「養命」と「酒」を分離せず、本件も「養命」と「青汁」/「茶」とを分離して判断することなく登録したが、これが無効審判で覆されたものである。

【本件についての裁判所判断】

原審(無効審判)では、商標法4条1項15号の「いわゆる広義の混同」(最高裁平成12年7月11日判決・民集54巻6号1848頁)に基づき、引用商標は「養命酒」として著名であって「養命」として著名性を獲得してなくても、これが一連一体の「養命酒」としてのみ観念されるとは言えず、「養命」の部分を基幹部分としても認識できると判示した。また、この基幹部分の抽出についても、「混同を生ずるおそれ」は商標間の類似性や他人の表示の著名性、独創性、相互の業務の性質や需要者の共通性により判断すべきとし、本件商標と引用商標の各指定商品間に一定の関連性(酒・茶・青汁は、それぞれ健康志向飲料であり、ドラッグストア・日用品店等で一般消費者が手に取って購入できるもの)があり、特に健康志向の高い現代においては、「広義の混同のおそれ」が生じ、本願商標にかかる商品は引用商標にかかる商品の姉妹品等であると誤認するおそれが高く、審決に誤りはないと判示された。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子

誤訳に基づく引用発明の認定誤り

【H27.7.16 知財高裁 平成26(行ケ)10232
審決取消請求事件】

＜事件の概要＞

原告は、「動的な触覚効果を有するマルチタッチデバイス」に関する国際特許出願(特願 2010-527017号)をしたところ、審査において拒絶査定を受けた。これを不服として、拒絶査定不服審判(不服 2013-6730号)を請求したものの、請求棄却の審決を受けたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

＜本願発明(請求項22)＞

触覚効果を生成するためのシステムであって、タッチスクリーン上の少なくとも2つの実質的に同時に起こるタッチを感知する手段と、前記感知に応答して動的な触覚効果を生成する手段と、を備え、前記動的な触覚効果は、少なくとも1つのパラメータの変動に基づいて変動する振動である、システム。

＜問題の所在と裁判所の判断＞

審決では、引用発明を下記の通り認定した。

『甲1(国際公開第2006/42309号、訳文は特表2008-516348号公報(甲2)を参照)には、以下の引用発明が記載されている。

「・・・(略)・・・触覚による感覚を生成するプロセスは、センサ式パネルの所定の箇所または複数箇所に触れているユーザにより作動させることができる、コンピュータシステム。」』

ただし、原文には以下の通り記載されていた。

『In one embodiment, the process can be activated by a user who touches a touch-sensitive panel possibly in a predetermined location or locations.』

この原文の記載は、「一実施形態において、このプロセスは、タッチセンサ式パネルに触れているユーザにより所定の箇所又は所定の複数箇所において作動させることができる。」と翻訳されるべきであったものであるから、裁判所は、タッチスクリーン上のタッチを感知する手段が、本願発明では、「少なくとも2つの実質的に同時に起こるタッチを感知する」のに対し、引用発明ではそのようなタッチの感知ではない点で異なる、と判断して、審決を取り消した。

＜コメント＞

引用文献が外国文献である場合、その翻訳文に誤訳が存在している可能性があるため、翻訳文を鵜呑みにせず、原文をしっかりと確認して引用発明の認定を行うべきである。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹